

平成 25 年 2 月 4 日

各 位

株式会社 I S ホールディングス
代表取締役社長 遠藤 昭二

問合せ先：総務部長 金子 歩
電話番号：03（6812）2200

株主様問合せ先：株式会社ライブスター証券
専用電話番号：0120-440-480
専用メール：tob@live-sec.co.jp
特設サイト：<http://www.live-sec.co.jp/tob.htm>

ひまわりホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 I S ホールディングス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 2 月 4 日開催の取締役会において、下記のとおりひまわりホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である J A S D A Q スタンダード市場（以下「J A S D A Q」といいます。）に上場している対象者の普通株式 12,500,000 株（対象者が平成 24 年 11 月 14 日に提出した第 11 期第 2 四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 19,850,000 株に対する所有株式数の割合にして 62.97%（小数点以下第三位四捨五入。）を所有しており、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、平成 25 年 2 月 4 日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（当社が平成 24 年 9 月 30 日現在既に所有している対象者の普通株式（12,500,000 株）及び本四半期報告書に記載された対象者が平成 24 年 9 月 30 日現在所有する自己株式（380,343 株）を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けにおいては、当社は、486,200 株を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

なお、買付予定数の下限（486,200 株）は、本公開買付け成立後における当社の株券等所有割合が 3 分の 2 を上回る水準（所有株式数：12,986,200 株、本四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 19,850,000 株から本四半期報告書に記載された対象者が平成 24 年 9 月 30 日現在所有する自己株式（380,343 株）を除いた株数である 19,469,657 株に対する割合：66.70%（小数点以下第三位四捨五入））となるよう設定しております。

また、平成 25 年 2 月 4 日に対象者が公表した「支配株主である株式会社 I S ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成 24 年 12 月中旬頃に本公開買付けに関する提案を受けた後、後述の検討内容及び下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を考えると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上から、対象者は、平成 25 年 2 月 4 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(ア) 本公開買付けの背景等

当社グループは、平成 20 年 4 月に設立された当社を中核持株会社として、FX 事業（外国為替証拠金取引）を行う株式会社外為オンライン（以下「外為オンライン」といいます。）、金融商品取引業（証券取引・外国為替証拠金取引）を行う株式会社アイネット証券、金融商品取引業（証券取引・外国為替証拠金取引）を行う株式会社ライブスター証券、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行うレオス・キャピタルワークス株式会社、アプリケーションサービスプロバイダー事業を行う株式会社アイアンドエーエス、カーシェアリング事業を行う株式会社アース・カー、不動産事業を行う日本ビルド株式会社、金融商品取引業等を営む子会社・関連会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理等を行う対象者で構成され、「IT 金融イノベーター」をビジョンとする多角的金融企業グループとして、IT 事業、金融事業を主軸として多角的に事業を展開しております。

当社グループの中核事業を担う外為オンラインは、平成 17 年 5 月に設立された金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者であり、一般投資家を対象として、オンライン取引『外為オンライン』サービスを中心に、外国為替証拠金取引等の金融商品取引サービスを提供しております。

一方、対象者によれば、対象者は、その 100% 子会社であるひまわり証券株式会社（以下「ひまわり証券」といいます。）が、平成 10 年 10 月に FX 取引を開始し、個人投資家向けにシステムトレードを展開するなど、投資商品を提供してきたとのことです。

対象者連結業績は、FX 取引におけるスプレッド競争への追随による収益性低下等の要因により平成 22 年 3 月期には連結当期純損失を計上し、その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落等により、対象者の株価指数先物・オプション取引顧客の決済損に対する不足金（以下「立替金等」といいます。）が約 80 億円発生したことに伴う特別損失等により、平成 23 年 3 月期には 40 億 69 百万円の連結当期純損失を計上し、連結純資産額は平成 22 年 3 月期末の 48 億 56 百万円から、平成 23 年 3 月期末には 7 億 71 百万円まで急激に減少することとなったとのことです。

この状況を受け、対象者は、平成 23 年 3 月にはひまわり証券の CFD 取引を除く証券業務及び大証 FX 取引からの撤退を、平成 23 年 4 月には早期希望退職の実施及び役員報酬の減額等の経営合理化策を実施したとのことです。しかしながら、平成 24 年 3 月期上期の外国為替相場は、おおむね為替相場の変動率が低い状況となったことにより、FX 関連の取引高及び営業収益が伸張せず、平成 24 年 3 月期第 2 四半期末の連結純資産はマイナス 10 億 46 百万円の債務超過の状態となり、また、ひまわり証券単体においても 9 億 49 百万円の四半期純損失を計上する状況となったとのことです。

対象者は、資本増強による財務基盤の再構築及び収益性の改善が必須の状況となっていたことから、①資本増強の確実性、②事業の継続・発展に資するような協働体制構築の可能性を主要な条件として第三者割当増資を実施することとし、複数の割当候補先企業と協

議を行ったとのこと。そして、第三者割当に係る発行価額、出資金額の多寡、割当候補先から要求される配当率、その他発行条件等の経済的な条件に加え、対象者の事業の潜在的な収益性及び将来性に関する理解並びに対象者の子会社が提供する取引システムへの移管やカウンターパーティとしてのカバー取引発注等の今後における事業上の協働可能性等を総合的に勘案した結果、当社に対して第三者割当増資を実施することで自己資本を増強し、当社子会社のシステムを比較的安価な手数料で使用することで電算機費を抑制し、また当社子会社をカウンターパーティとするカバー取引発注により、FX事業におけるひまわり証券の安定したカバー取引環境を確保した上で、対象者グループの更なる経営合理化を強力に推進してゆくことが、対象者グループの収益性を高め、ひいては対象者グループの株主価値向上に寄与すると判断したとのこと。

そこで、対象者は、平成23年12月に当社を割当先とする発行価額総額12億円の第三者割当増資（1株あたりの発行価格は、同第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である平成23年11月9日のJASDAQにおける対象者普通株式の終値106円と比べ9.43%（小数点第三位以下四捨五入）のディスカウントとなる96円。）を実施し、当社はこれを引き受けました。これにより、当社の対象者に対する持株比率は62.97%（小数点以下第三位四捨五入）となり、対象者は当社の連結子会社となりました。

その後、対象者グループでは、平成23年10月にあらかじめ搭載された売買システムを選択するだけで、24時間、一定のルールに従い、ユーザーに代わって自動的に売買を繰り返す「エコトレFX」を全面リニューアルするなど、今後の収益力の強化に努めたとのこと。しかしながら、平成24年2月までは外国為替相場が一方的な円高傾向にあり、為替相場の変動率の低い状況も続いたことから、外国為替証拠金取引の収益が伸び悩み、平成24年3月期の連結当期純損益は61億86百万円の損失となり、これにより、同期末の連結純資産はマイナス42億5百万円となり、連結貸借対照表上、債務超過の状態となったとのこと。これにより、対象者は、平成24年6月28日付でJASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項3号（債務超過）の猶予期間入り銘柄及び監視区分銘柄に指定されたとのこと（猶予期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）。この指定により、対象者が平成25年3月31日までに債務超過の状態でなくならなかった場合は、上場廃止基準に該当することになります。なお、上場廃止基準に該当した場合には、平成25年3月期に係る有価証券報告書が提出された後に整理銘柄に指定され、整理銘柄指定後1ヶ月後に上場廃止となる見込みとのこと。

平成25年3月期第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日～平成24年12月31日）における外国為替市場では、ドル円相場が4月以降は80円を割り込み、7月後半以降は78円付近の狭いレンジで停滞する展開となりましたが、10月後半以降に再び80円を超え、12月末には84円台をつけるに至りました。

このような環境の中、為替相場の変動率の低下による取引機会の減少に加え、韓国でのFX取引のレバレッジ規制の強化等の影響から韓国FX業者を対象としたBtoB取引が低調になったことなどにより、平成25年3月期第3四半期の対象者グループの連結営業収益は10億84百万円（前年同期は24億66百万円）にとどまったものの、前期から取り組んできたコスト削減策の効果により、連結経常損益は5億24百万円の利益（前年同期は22億49百万円の損失）、連結四半期純損益は5億37百万円の利益（前年同期は33億82百万円の損失）になったとのこと。このように対象者グループにおいて収益の改善傾向は見られるものの、平成24年12月31日時点での連結純資産はマイナス36億60百万円と依然として債務超過となっており、第3四半期の連結四半期純利益の額を踏まえても、抜本的な資本政策及び経営改革を実施しなければ、平成25年3月期末においても、対象者の債務超過が解消する見込みが立たない状況となっております。

当社は、平成23年12月の第三者割当増資により、対象者を連結子会社とした後、対象者の経営合理化を支援するために、対象者の経営に関する指導を継続することで、対象者の収益基盤を強化し、財務状態の改善を図ってまいりました。このような当社の指導には、対象者に対して顧問を派遣することによる、①徹底した効率的業務運営、②経費削減、③収益性の低い事業の見直しが含まれております。まず①に関しては、対象者において、当社グループで改善を重ねた業務の統一化や各業務担当者のスキルの重畳化を図る多能工化を推し進める等、当社の有するノウハウを対象者に対して提供してまいりました。次に、②に関しては、対象者の余剰人員の削減を指導するとともに、経費の大部分を占めていたシステム関連費用に関して対象者のシステムの費用対効果を徹底的に検証し、当該業務に適したシステム以外を排除し、大幅な経費削減を指導いたしました。最後に③に関しては、業績が悪化していた韓国事業の縮小と両替事業からの撤退を指導いたしました。このよう

な当社による対象者の経営合理化に向けた継続的な指導の結果として、ひまわり証券の自己資本規制比率は平成23年12月の180.0%から平成24年11月には336.9%まで156.9ポイント（小数点第二位以下四捨五入）上昇し、役職員1人当たり経常利益は、平成24年3月期第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日～平成23年12月31日）時点の△5,897,987円から、約1,200万円分増加し、平成25年3月期第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日～平成24年9月30日）時点で6,591,215円となり、役職員の生産性の向上が実現されました。

しかしながら、営業収益が大幅に減少したことにより、その効果は限定的であり、上記のとおり、二期連続での債務超過の解消は困難な状況となりました。仮に二期連続での債務超過となった場合、前述のとおりJASDAQでの上場廃止基準に該当することとなり、有価証券報告書の提出から1ヵ月後に上場が廃止されることになるということです。具体的には、JASDAQにおける上場廃止基準に基づいて、対象者株式は平成25年7月末までに上場廃止となることになっています。

当社は、平成24年7月ころから、対象者の親会社として、対象者への追加出資や業務面での協力・提携も含め、対象者が金融商品取引所での上場を維持した上で、将来にわたって事業活動を継続するための施策を検討してまいりました。具体的には、対象者の平成24年3月期決算において連結債務超過額が約42億円に拡大することが判明したことから、対象者から当社に対して債務超過に伴う上場廃止を回避するための支援要請がありました。当社においても、金融機関である対象者が債務超過により上場廃止となった場合には、レピュテーションの毀損やこれによる顧客離れ等により企業価値を大きく毀損する可能性があることを憂慮し、①追加増資、②対象者と金融商品取引業を営む当社子会社との組織再編行為、③取引金融機関への支援要請を軸にした対応策について検討及び協議を進めてまいりました。

しかしながら、各対応策については、以下の理由により実施を断念せざるをえませんでした。まず、①追加増資については、約42億円にもぼる対象者の連結債務超過額を解消するためには、対象者の時価総額の約4倍（平成24年12月28日終値ベース）もの規模の追加増資の引受が必要となることが判明したところ、このような規模の増資を実施した場合には大幅な株式の希釈化を招き、少数株主の利益を大きく毀損する可能性があります。また、このような大規模な第三者割当増資は、JASDAQの上場廃止基準として定められている「議決権の比率が300%を超える第三者割当」に該当するため、この面からも、追加増資による方法は取り得ないとの結論に至りました。

また、対象者を完全親会社とし、当社の金融商品取引業を営む子会社を完全子会社とする株式交換の実施等も検討いたしましたが、本施策についても①と同様に、株式交換対価としての新株の発行に伴い大幅な株式の希釈化を招くことになり、少数株主の権利を毀損する可能性があること、また、②対象者と金融商品取引業を営む当社子会社との組織再編行為については、対象者の規模に比較して当社子会社の規模等が大きいため、実質的存続性の喪失（不適當な合併等）に係るJASDAQの上場廃止基準に該当する可能性があること、及びこのような組織再編行為のみでは対象者の債務超過を完全に解消することはできないことから実施されませんでした。さらに、③平成24年7月ころから取引金融機関への支援要請として、対象者の取引金融機関に債務超過の解消のための支援を要請し、平成24年11月末ころまで継続して交渉を行ってまいりましたが、債務超過を解消するための十分な条件での合意に至ることができませんでした。

以上のように、平成24年7月ころから、当社では、対象者の親会社として、対象者の債務超過の解消について対象者への追加出資や業務面での協力・提携も含め、対象者が金融商品取引所での上場を維持した上で、将来にわたって事業活動を継続するための施策に関し真摯に検討・交渉を行ってまいりました。

しかしながら、当社及び対象者の近時の事業及び経営環境等に鑑みると、短期的な収益の改善により平成25年3月期末の対象者の債務超過を解消するのは困難であり、また、株式価値の大幅な希釈化を招くことなく、追加出資により債務超過を解消することも困難であると判断いたしました。そして、当社は、対象者の一般株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に企業価値を向上させていくために、対象者の株主の皆様に対して株式の売却の機会を提供し、対象者を完全子会社化することが、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるとの結論に至り、平成24年12月初旬ころから対象者株式に対して公開買付けを実施することの検討を開始し、平成24年12月中旬頃、対象者に対して本公開買付けについて初期的な提案を行い、その後対象者との間で、対象者の企業価値向上策や本公

開買付けの条件等について協議を重ね、当社は、平成24年12月20日に株式公開買付提案書を対象者に提出した上で、平成25年2月4日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付け後の対象者の経営陣及び従業員につきましては、完全子会社化後も当面これまで通り継続して対象者の事業運営にあたることを考えています。また、本公開買付け後の当社及び対象者の業務面での協力・提携の内容については、本公開買付け後に検討することを予定しております。

当社は、本公開買付価格を決定するために、対象者より提供された情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、本公開買付けについての公表日である平成25年2月4日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値(113円)と同額となるよう、本公開買付価格を決定しました。なお、当社は、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、対象者より提供された資料に基づき、対象者の株式価値に関するその他の諸要素(対象者より提供された事業戦略、サービス及び顧客等に関する情報、並びに株価推移)を総合的に考慮することにより本公開買付価格を決定しようとして判断したため、第三者算定機関の算定書は取得していません。

本公開買付価格の113円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年2月1日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値(93円)に対して21.51%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、同日までの過去1ヵ月間(平成25年1月4日から平成25年2月1日まで)の終値単純平均(62円(小数点以下四捨五入))に対して82.26%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、同過去3ヵ月間(平成24年11月2日から平成25年2月1日まで)の終値単純平均(58円(小数点以下四捨五入))に対して94.83%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、同過去6ヵ月間(平成24年8月2日から平成25年2月1日まで)の終値単純平均(57円(小数点以下四捨五入))に対して98.25%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを加えた額に相当します。

(イ) 対象者の意思決定の過程

前述のとおり、対象者は、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落等により、立替金等が約80億円発生したことに伴う特別損失等を受け、平成23年12月に当社への第三者割当増資を実施し、これにより一旦は連結債務超過の解消と自己資本規制比率の改善を果たしたとのことです。しかしながら、その後、平成24年3月期決算において立替金等に関する追加の貸倒引当金繰入額やシステム契約解約損、減損損失及び退職特別加算金の特別損失を計上したことにより、連結債務超過額が約42億円に拡大したとのことです。

対象者は、平成23年10月の「エコトレFX」の全面リニューアル、平成23年12月に当社の連結子会社となって以降に当社と共に実施した①徹底した効率的業務運営、②経費削減、③収益性の低い事業の見直し等を通じて、収益力向上に向けた経営合理化策を講じてきたとのことです。このような経営合理化策による大幅なコスト削減や平成24年10月後半以降の円安ドル高傾向の貢献により、前期実績との比較では収益が一定程度改善したとのことです。しかしながら、平成25年3月期第3四半期までの純利益実績(連結経常損益は5億24百万円の利益、連結四半期純損益は5億37百万円の利益)を勘案しても、前述した約42億円の連結債務超過を解消する見込みは立っていないとのことです。このため、かかる現状においては、対象者が平成25年3月期末において二期連続での債務超過となり、JASDAQでの上場廃止基準に該当するため、有価証券報告書の提出から1ヵ月後に上場が廃止されることが見込まれております。

対象者は、平成24年3月期における約42億円の連結債務超過が判明して以降、対象者が債務超過により上場廃止となった場合には、対象者の一般株主の皆様を上場廃止に伴い発生する経済的リスクの負担が及ぶこと、レピュテーションの毀損やこれによる顧客離れ等により企業価値を大きく毀損する可能性があることから、当社に対して、平成25年3月期末における債務超過を解消して上場廃止を回避するための支援要請を行うと共に、対応策を検討してきたとのことです。しかしながら、前述のとおり当社による支援等を通じた収益力の改善には限界があり、平成25年3月末までに対象者の債務超過を解消するに足る収益を上げることは困難である一方で、前述した①追加増資、②対象者と金融商品取引業を営む当社子会社との組織再編行為、③取引金融機関への支援要請といった諸施策につい

ては、前述の理由により実現可能性がないことから、実施を断念せざるを得なかったとのことです。

また、対象者は、平成23年12月の第三者割当増資実施以降、当社の指導を受けて①徹底した効率的業務運営、②経費削減、③収益性の低い事業の見直しを図ってまいりました。その結果、対象者と当社グループの間には業務面及び人事面において緊密かつ継続的な関係が生じております。具体的には、業務面においては、対象者事業収益のほぼ全てはFX事業が生み出しているところ、対象者連結子会社のひまわり証券は、当社グループからFX事業に関してFX取引システムの供給を受けると共にシステム全般の開発・保守・運用を当社グループに委託しております。また、対象者の信用力が低下している現状においても、FX事業に必須であるカバー取引先を当社グループが引き受けております。加えて、人事面においては、平成24年3月期に大幅な人員削減を実施したことに伴い、対象者及びひまわり証券の従業員12名のうち約半数の5名は当社グループからの出向者及び転籍者であり、かつ、ひまわり証券の代表取締役を当社従業員が兼務しております。このように対象者は、業務面・人事面の両面において当社グループの支援を受けており、当社グループの協力・提携なくして事業活動を継続することは困難な状況にあります。

以上のような状況のなか、対象者は、前述のとおり、平成24年12月中旬頃に当社から本公開買付けについて初期的な提案を受け、その後当社との間で、対象者の企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、平成24年12月20日に当社から株式公開買付提案書を受領いたしました。また、その後も交渉を重ね、公開買付価格(113円)その他本公開買付けの諸条件について合意に至りました。

対象者は、前述のような経緯及び認識を踏まえ、対象者の一般株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に企業価値を維持するためには、対象者の株主の皆様に対して株式の売却の機会を提供し、対象者を当社の完全子会社化することが、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最も望ましいと考えているとのことです。

そこで対象者は、上記の検討結果及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様に与え得る悪影響等を考えると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものと判断したとのことです。

以上から、対象者は、平成25年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

ア 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるビバルコ・ジャパン株式会社(以下「ビバルコ・ジャパン」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。ビバルコ・ジャパンは、対象者株式について、市場株価法及びDCF法による算定を行い、対象者は平成25年2月1日に株式価値評価報告書を取得したとのことです。なお、対象者は、ビバルコ・ジャパンから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)

を取得していないとのことです。

ビバルコ・ジャパンによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	57円～93円
D C F 法	26円～53円

市場株価法では、平成25年2月1日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日終値93円、直近1ヶ月間の終値の平均値62円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値58円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値57円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を57円から93円までと分析しているとのことです。

次に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を26円から53円までと分析しているとのことです。なお、DCF法による算定にあたり前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

イ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして潮見坂綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

ウ 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成25年1月9日、当社及び対象者の取締役会から独立性の高い、外部の有識者である西岡祐介氏（弁護士、二重橋法律事務所）、石井豊氏（ウェイドアドバイザー株式会社、代表取締役）及び森俊明氏（公認会計士、対象者の社外監査役であり、取引所規則に基づく独立役員として届け出ているとのことです。）の3名から構成される第三者委員会を正式に設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性及び(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかについて諮問し、答申書の提出を委嘱したとのことです。

第三者委員会は、準備委員会を含め平成24年12月26日から平成25年2月4日まで合計7回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、具体的には、当社側に対して資料の提供を求めるとともに、本公開買付けの提案に至った背景、今後の経営方針、本公開買付けの具体的なスキーム、本公開買付け価格の算定方法その他の諸条件等に関する質疑応答を行い、また、対象者に資料の提供を求めるとともに、事業内容、直近の業績、事業計画、資産等の状況、株価の推移、株主構成、その他本公開買付けに対する考え方について説明を受けた上で質疑応答を行ったとのことです。さらに、ビバルコ・ジャパンが対象者に提出した株式価値評価報告書の内容についてビバルコ・ジャパンから説明を受けた上で質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、以上の検討を踏まえ、平成25年2月4日、対象者に対し、賛同の意見表明を決定することが対象者の「少数株主にとって不利益なものでないこと」の具体的な内容として、(a) 対象者の企業価値の維持の観点から2期連続での債務超過による上場廃止を回避するための方策を模索することは正当であるところ、①第三者割当増資、②株式交換などの組織再編、③金融機関に対する債務免除の要請等の他の代替的手法が見当たらない中で、本公開買付けは、2期連続での債務超過による上場廃止に起因した対象者のレピュテーション低下による対象者の企業価値の毀損を免れるための相当な方策であることなどから、本公開買付けの目的は正当と認められ、(b) 本公開買付けに係る交渉過程においては、第三者委員会の設置、取締役及び監査役全員の承認及び独立した第三者評価機

関からの算定書の取得といった措置が講じられており、その他、当社が親会社として対象者の意思決定過程に介入したことを疑わせる事象、根拠、事情は特段、見当たらないことなどから、本公開買付けに係る交渉過程の手續につき、公正性が認められ、(c) 本公開買付けにおいては、(i) 公開買付届出書等による対象者株主への相当な情報提供、第三者委員会の活用、取締役及び監査役全員の承認、弁護士からの法的助言の取得、独立した第三者評価機関からの算定書の取得及び二段階買収における強圧性の回避といった利益相反及び強圧性を回避するための相当な措置が講じられており、また、(ii) 本公開買付価格については、第三者評価機関から取得した算定書で採用された複数の算定方法はいずれも一般に有意妥当として用いられているものであり、その内容について恣意的な価格の算定がなされたことを疑わせる事情は認められず、対象者は現状のままであると上場廃止になることが確実である状況にあるため本件を他の事例と単純に比較してプレミアムを論じることが適切ではなく、直近の市場株価の上昇は平成 25 年 3 月期末までに上場廃止を回避するための何らかのコーポレートアクションが実施されるとの予想を織り込んだものとも評価し得るところ、本公開買付価格を短期的な影響を捨象できるより長期の市場株価である 3 ヶ月平均、6 か月平均と比較すれば一般的なプレミアムが付されているとも評価し得る上、DCF 法による算定結果の中間値のみならず、そのレンジの上限をも上回るものであるため、相当なプレミアムが付されているものと評価し得ること、本公開買付けに係る買付期間が比較的長期間に設定されていること、及び対抗買付けが生じた場合に当該対抗者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないことなどからすれば、本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保のための措置が講じられているものと認められるため、本公開買付けに係る公正な手續を通じた少数株主の利益への配慮に合理性が認められるとの答申書を提出したとのことです。

エ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、ビバルコ・ジャパンより取得した株式価値評価報告書、潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申結果その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を踏まえると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 25 年 2 月 4 日開催の取締役会において、取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、監査役全員が上記対象者取締役会に出席し、全員一致で対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

オ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しております。更に、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全て（当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が対象者の発行

済普通株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後において、以下の手続により、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。

完全子会社化を実施する場合の具体的手続としては、本公開買付けが成立した後に、対象者は、(a) 普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、(b) 上記(a)による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c) 対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること（但し、当該別個の種類の対象者株式について上場申請は行わない予定です。）を付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を平成 25 年 6 月を目処に開催し、上記(a)乃至(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主の株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の普通株主の皆様には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の普通株主のうち交付されるべき当該別の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別の種類の対象者株式を当社に対して売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の対象者株式の売却の結果、各普通株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格（113 円）に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者以外の対象者の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった皆様に対して交付する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(i) 上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i)又は(ii)の方法による 1 株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第 117 条第 2 項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の対象者の株主の皆様が対象者株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付者以外の普通株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格（113 円）に当該普通株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、JASDAQに上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

なお、仮に本公開買付けの実施がなかったとしても、対象者は、平成24年3月末日当時、債務超過であったため、平成25年3月末日までに債務超過を解消しなければ、「上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」（JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項第(3)号）とのJASDAQにおける上場廃止基準に基づいて、対象者普通株式は平成25年7月末日までに上場廃止となることになっています。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	ひまわりホールディングス株式会社	
② 所 在 地	東京都港区海岸一丁目11番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 犬嶋 隆	
④ 事 業 内 容	金融商品取引業等を営む子会社・関連会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理等	
⑤ 資 本 金 の 額	4,060,000千円(平成24年9月30日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	平成14年5月2日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成24年9月30日現在)	株式会社ISホールディングス 62.97% 株式会社ユニオン山地 6.06% 柴田 美武 0.87% 大阪証券金融株式会社 0.82% 伊藤 健三 0.81% 大数加 祥平 0.64% 楽天証券株式会社 0.54% 板津 学 0.42% 有限会社エムユーエヌ 0.40% カブドットコム証券株式会社 0.34%	
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は、対象者株式 12,500,000 株（株式保有割合 62.97%）を保有しております。
	人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。なお、対象者連結子会社のひまわり証券は、当社の子会社から出向者4名を受け入れております。また、当社従業員1名がひまわり証券の取締役（代表取締役）を兼務しております。

	取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。なお、ひまわり証券は、当社の子会社からFX取引システムの提供を受けております。また、ひまわり証券は、FX取引のカバー取引先のひとつとして、当社の子会社との間でカバー取引を行っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、当社は対象者の関連当事者に該当いたしません。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成 25 年 2 月 4 日（月曜日）
公開買付開始公告日	平成 25 年 2 月 5 日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 25 年 2 月 5 日（火曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 2 月 5 日（火曜日）から平成 25 年 3 月 19 日（火曜日）まで（30 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 113 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するために、対象者より提供された情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、本公開買付けについての公表日である平成25年2月4日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値（113円）と同額となるよう、本公開買付価格を決定しました。なお、当社は、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、対象者より提供された資料に基づき、対象者の株式価値に関するその他の諸要素（対象者より提供された事業戦略、サービス及び顧客等に関する情報、並びに株価推移）を総合的に考慮することにより本公開買付価格を決定しうると判断したため、第三者算定機関の算定書は取得していません。

本公開買付価格の113円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年2月1日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値（93円）に対して21.51%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去1ヵ月間（平成25年1月4日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（62円（小数点以下四捨五入））に対して82.26%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同過去3ヵ月間（平成24年11月2日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（58円（小数点以下四捨五入））に対して94.83%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同過去6ヵ月間（平成24年8月2日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（57円（小数点以下四捨五入））に対して98.25%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。

② 算定の経緯

（本公開買付価格決定の経緯）

平成 24 年 7 月ころから、当社では、対象者の親会社として、対象者の債務超過の解消について対象者への追加出資や業務面での協力・提携も含め、対象者が金融商品取引所で

の上場を維持した上で、将来にわたって事業活動を継続するための施策に関し真摯に検討・交渉を行ってまいりました。

しかしながら、当社及び対象者の近時の事業及び経営環境等に鑑みると、短期的な収益の改善により平成25年3月期末の対象者の債務超過を解消するのは困難であり、また、株式価値の大幅な希釈化を招くことなく、追加出資により債務超過を解消することも困難であると判断いたしました。そして、当社は、対象者の一般株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に企業価値を向上させていくために、対象者の株主の皆様に対して株式の売却の機会を提供し、対象者を完全子会社化することが、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるとの結論に至り、平成24年12月初旬ころから対象者株式に対して公開買付けを実施することの検討を開始し、平成24年12月中旬頃、対象者に対して本公開買付けについて初期的な提案を行い、その後対象者との間で、対象者の企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、当社は、平成24年12月20日に株式公開買付け提案書を対象者に提出した上で、平成25年2月4日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付け価格を決定するために、対象者より提供された情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、本公開買付けについての公表日である平成25年2月4日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値(113円)と同額となるよう、本公開買付け価格を決定しました。なお、当社は、本公開買付け価格の決定に際しては、上記のとおり、対象者より提供された資料に基づき、対象者の株式価値に関するその他の諸要素(対象者より提供された事業戦略、サービス及び顧客等に関する情報、並びに株価推移)を総合的に考慮することにより本公開買付け価格を決定しようとして判断したため、第三者算定機関の算定書は取得していません。

(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

ア 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるビバルコ・ジャパンに対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。ビバルコ・ジャパンは、対象者株式について、市場株価法及びDCF法による算定を行い、対象者は平成25年2月1日に株式価値評価報告書を取得したとのことです。なお、対象者は、ビバルコ・ジャパンから本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

ビバルコ・ジャパンによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	57円～93円
DCF法	26円～53円

市場株価法では、平成25年2月1日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日終値93円、直近1ヶ月間の終値の平均値62円(小数点以下四捨五入)、直近3ヶ月間の終値の平均値58円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値57円(小数点以下四捨五入)をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を57円から93円までと分析しているとのことです。

次に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッ

シュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を26円から53円までと分析しているとのこと。なお、DCF法による算定にあたり前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのこと。

イ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして潮見坂綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのこと。

ウ 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成25年1月9日、当社及び対象者の取締役会から独立性の高い、外部の有識者である西岡祐介氏（弁護士、二重橋法律事務所）、石井豊氏（ウェイドアドバイザー株式会社、代表取締役）及び森俊明氏（公認会計士、対象者の社外監査役であり、取引所規則に基づく独立役員として届け出ているとのこと。）の3名から構成される第三者委員会を正式に設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性及び(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかについて諮問し、答申書の提出を委嘱したとのこと。

第三者委員会は、準備委員会を含め平成24年12月26日から平成25年2月4日まで合計7回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのこと。

対象者プレスリリースによれば、具体的には、当社側に対して資料の提供を求めるとともに、本公開買付けの提案に至った背景、今後の経営方針、本公開買付けの具体的なスキーム、本公開買付け価格の算定方法その他の諸条件等に関する質疑応答を行い、また、対象者に資料の提供を求めるとともに、事業内容、直近の業績、事業計画、資産等の状況、株価の推移、株主構成、その他本公開買付けに対する考え方について説明を受けた上で質疑応答を行ったとのこと。さらに、ビバルコ・ジャパンが対象者に提出した株式価値評価報告書の内容についてビバルコ・ジャパンから説明を受けた上で質疑応答を行ったとのこと。

第三者委員会は、以上の検討を踏まえ、平成25年2月4日、対象者に対し、賛同の意見表明を決定することが対象者の「少数株主にとって不利益なものでないこと」の具体的な内容として、(a) 対象者の企業価値の維持の観点から2期連続での債務超過による上場廃止を回避するための方策を模索することは正当であるところ、①第三者割当増資、②株式交換などの組織再編、③金融機関に対する債務免除の要請等の他の代替的手法が見当たらない中で、本公開買付けは、2期連続での債務超過による上場廃止に起因した対象者のレピュテーション低下による対象者の企業価値の毀損を免れるための相当な方策であることなどから、本公開買付けの目的は正当と認められ、(b) 本公開買付けに係る交渉過程においては、第三者委員会の設置、取締役及び監査役全員の承認及び独立した第三者評価機関からの算定書の取得といった措置が講じられており、その他、当社が親会社として対象者の意思決定過程に介入したことを疑わせる事象、根拠、事情は特段、見当たらないことなどから、本公開買付けに係る交渉過程の手続につき、公正性が認められ、(c) 本公開買付けにおいては、(i) 公開買付け届出書等による対象者株主への相当な情報提供、第三者委員会の活用、取締役及び監査役全員の承認、弁護士からの法的助言の取得、独立した第三者評価機関からの算定書の取得及び二段階買収における強圧性の回避といった利益相反及び強圧性を回避するための相当な措置が講じられており、また、(ii) 本公開買付け価格については、第三者評価機関から取得した算定書で採用された複数の算定方法はいずれも一般に有意妥当として用いられているものであり、その内容について恣意的な価格の算定がなされたことを疑わせる事情は認められず、対象者は現状のままであると上場廃止になることが確実である状況にあるため本件を他の事例と単純に比較してプレミアムを論じることは適切ではなく、直近の市場株価の上昇は平成25年3月期末までに上場廃止を回避するための何らかのコーポレートアクションが実施されるとの予想を織り込んだものとも評価し得るところ、本公開買付け価格を短期的な影響を捨象できるより長期の市場株価である3ヶ月平均、6か月平均と比較すれば一般的なプレミアムが付されているとも評価

し得る上、DCF法による算定結果の中間値のみならず、そのレンジの上限をも上回るものであるため、相当なプレミアムが付されているものと評価し得ること、本公開買付けに係る買付期間が比較的長期間に設定されていること、及び対抗買付けが生じた場合に当該対抗者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないことなどからすれば、本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保のための措置が講じられているものと認められるため、本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性が認められるとの答申書を提出したとのこととす。

エ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、ビバルコ・ジャパンより取得した株式価値評価報告書、潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申結果その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社との関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を踏まえると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月4日開催の取締役会において、取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこととす。

また、監査役全員が上記対象者取締役会に出席し、全員一致で対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのこととす。

オ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様と本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しております。更に、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,969,657(株)	486,200(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(486,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けは、当社が対象者の発行済普通株式の全て(但し、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。本公開買付けにより当社が取得する株券等の最大数(買付予定数と同数です。)は、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数19,850,000株から、本日現在当社が所有する対象者普通株式数12,500,000株及び本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在対象者が所有する自己株式数380,343株を控除した株式数6,969,657株になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	125,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 64.20%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,285 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.69%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	69,696 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	194,696 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(6,969,657株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「法」といいます。))第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)(以下「府令」といいます。))第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。))も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数(194,676個)に、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の単元未満株式2,100株から本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在対象者が所有する単元未満自己株式43株を控除した2,057株に係る議決権の数(20個)を加えた議決権の数(194,696個)を、「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 787,571,241 円

(注) 買付代金は、買付予定数(6,969,657株)に、対象者の1株当たりの買付価格(113円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

株式会社ライブスター証券

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

② 決済の開始日

平成25年3月27日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所又は所在地)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)が公開買付代理人に開設した応募株主口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付け期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）が指定する金融商品取引業者の証券取引口座、若しくは応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（486,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（486,200 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

ア 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

イ 対象者の重要な子会社に令第 14 条 1 項 3 号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の午後 3 時までに、応募受付をした公開買付代理人に「公開買付解除申告書」（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の午後 3 時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

株式会社ライブスター証券

東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内 17 階

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は

違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 2 月 5 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

株式会社ライブスター証券

東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については上記「1. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5)上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、ビバルコ・ジャパンより取得した株式価値評価報告書、潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申結果その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を踏まえると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 25 年 2 月 4 日開催の取締役会において、取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、監査役全員が上記対象者取締役会に出席し、全員一致で対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

平成 24 年 7 月ころから、当社では、対象者の親会社として、対象者の債務超過の解消について対象者への追加出資や業務面での協力・提携も含め、対象者が金融商品取引所での上場を維持した上で、将来にわたって事業活動を継続するための施策に関し真摯に検討・交渉を行ってまいりました。

しかしながら、当社及び対象者の近時の事業及び経営環境等に鑑みると、短期的な収益の改善により平成 25 年 3 月期末の対象者の債務超過を解消するのは困難であり、また、株式価値の大幅な希釈化を招くことなく、追加出資により債務超過を解消することも困難であると判断いたしました。そして、当社は、対象者の一般株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に企業価値を向上させていくために、対象者の株主の皆様に対して株式の売却の機会を提供し、対象者を完全子会社化することが、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるとの結論に至り、平成 24 年 12 月初旬ころから対象者株式に対して公開買付けを実施することの検討を開始し、平成 24 年 12 月中旬頃、対象者に対して本公開買付けについて初期的な提案を行い、その後対象者との間で、対象者の企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、当社は、平成 24 年 12 月 20 日に株式公開買付け提案書を対象者に提出した上で、平成 25 年 2 月 4 日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付け後の対象者の経営陣及び従業員につきましては、完全子会社化後も当面これまで通り継続して対象者の事業運営にあたることを考えています。また、本公開買付け後の当社及び対象者の業務面での協力・提携の内容については、本公開買付け後に検討することを予定しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「平成 25 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、平成 25 年 2 月 4 日付で「平成 25 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成 25 年 3 月期第 3 四半期の連結業績（平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日）
ア 損益の状況（連結）

会計期間	平成25年 3 月期第 3 四半期 連結累計期間
営業収益	1,084百万円
純営業収益	1,001百万円
営業利益	313百万円
経常利益	524百万円
四半期純利益	537百万円

イ 1 株当たりの状況（連結）

会計期間	平成25年 3 月期第 3 四半期 連結累計期間
1 株当たり四半期純利益	27.63円
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益	－円

② 「平成 25 年 3 月期第 3 四半期連結業績の前年同期実績との差異及び平成 25 年 3 月期通期連結業績予想に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成 25 年 2 月 4 日付で「平成 25 年 3 月期第 3 四半期連結業績の前年同期実績との差異及び平成 25 年 3 月期通期連結業績予想に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の平成 25 年 3 月期第 3 四半期連結業績の前年同期実績との差異及び平成 25 年 3 月期通期連結業績予想の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成 25 年 3 月期第 3 四半期連結業績と前年同期の実績値との差異

（単位：百万円、単位未満切り捨て）

	営業収益	営業損益	経常損益	四半期純損益
前年同期実績 (A)	2,466	△2,169	△2,249	△3,382
当四半期連結累計期間実績(B)	1,084	313	524	537
増減額 (B-A)	△1,381	2,482	2,774	3,919
増減率	△56.0%	—	—	—

平成 25 年 3 月期の連結業績予想

（単位：百万円、単位未満切り捨て）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
今回発表予想	1,534 ～1,734	520 ～720	756 ～957	768 ～968
（ご参考）前期実績 （平成24年3月期）	2,690	△4,862	△4,940	△6,186

③ 「貸倒引当金の戻入れに関するお知らせ」の公表

対象者は、平成 25 年 2 月 4 日付で「貸倒引当金の戻入れに関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、平成 25 年 3 月期第 3 四半期連結決算において、対象者に 2 億 4 百万円の貸倒引当金の戻入れが発生したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以 上